

公金受取口座を活用した保険給付等について

資格喪失後に組合へ申請する保険給付と任意継続被保険者の保険料の還付申請に限ります。

下記の「対象となる保険給付等」に関する申請様式を提出する際に、「保険給付等の公金受取口座利用届」を添付していただくことで、「公金受取口座」を利用できます。なお、在職中の保険給付等や自動払いによる高額療養費・付加給付等につきましては、これまで通り事業主への受領委任払を原則とします。

【対象となる保険給付等】

1. 入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
2. 傷病手当金
3. 埋葬料
4. 出産育児一時金
5. 出産手当金
6. 家族療養費 家族訪問看護療養費及び家族移送費
7. 家族埋葬料
8. 家族出産育児一時金
9. 高額療養費及び高額介護合算療養費
- 10.健康保険組合が規約に定める付加給付
- 11.任意継続被保険者の保険料の還付

【申請様式】

保険給付等の公金受取口座利用届(保険給付等の申請書、請求書と一緒にご提出ください。)

以上

給付担当 03-3211-4063